

# いじめ対応充実の手引き①



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

昨今、国内各地でいじめにより児童生徒が自らその命を絶つという事件や、解決が困難な事案が発生し、学校ならびに関係機関の適切かつ迅速な対応・指導が強く求められています。いじめ問題への取組は、全ての学校・教職員の皆さんが自らの問題として切実に受け止め、一枚岩となって徹底して取り組むべき重要な課題であります。

このたび県教育委員会では「いじめ根絶に向けた緊急対応策」の一環として、いじめ対応の充実を図るための手引きとして本資料を毎月発行することにしました。現在、小中学校においてはほとんどの学校で「いじめ対応マニュアル」ができておりますが、その内容をさらに充実させるために、本資料を参考に改めて自校のマニュアルの内容を見直してほしいと思います。

## いじめ問題を理解する



学校生活の中では、児童生徒同士のトラブルは、ある意味日常的なものと言えます。そうしたトラブルがいじめ問題へと発展していかないように、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防・開発的な生徒指導を推進し、起きにくくするために力を尽くすことが何よりも重要です。その上で、いじめが生じた場合には「いじめられている子どもを必ず守り通す」という覚悟のもと、組織的な対応によって問題の解決を図ることが必要です。

### 教師として心得ておきたい いじめ問題対応のポイント

- 1 軽視しない・・・「おやっ!」と思ったらまず相談。早期発見・早期対応に全力を!
- 2 チームで対応・・・職員の同僚性を生かして、互いに補い合おう!
- 3 子どもたちの学びという視点・・・取組を通して子どもたちに力をつけよう!

そのためにも「いじめ問題とはどのようなものか」児童生徒の日常生活の様子をもとに職員会や学年会で話題として共通理解を図り、いじめを見抜く感性を磨きましょう。

### いじめ問題とは

### 「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こりえる」

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者になり得るものであることを十分に認識しておく必要があります。「生徒指導提要」（文部科学省 平成22年3月）より

## いじめの認知

### 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒となんらかの人間関係のある者を指します。

※「攻撃」とは、「仲間はずし」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで、相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。  
(文部科学省 平成19年1月)

## いじめの態様

### 「日常的なトラブルであっても、いじめに進行する可能性がある」

#### 【心理的いじめの例】

- 言葉の暴力や脅かし
  - ・冷やかしからかい、やじったりはやし立てたりされる。
  - ・あだ名や悪口、言われたくないこと、脅し文句などを言われる。
  - ・「きもい」、「うざい」、「死ね」などと言われる。
  - ・「告げ口するともっとひどい目にあわせるぞ」などと言われる。
- 仲間はずし、集団による無視
  - ・話しかけても無視されたり、避けられたりする。
  - ・遊びや運動の仲間に入れてくれない。
- 嫌がらせ
  - ・机を離し避けられる。 ・用事を言いつけられる。
  - ・言いがかりをつけられ、不快な表情でにらまれる。
  - ・よくない噂や偽りの情報を流される。
  - ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷される。

#### 【物理的いじめの例】

- 暴力
  - ・ぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりされる。
  - ・足を引っかけて転ばされる。
  - ・囲まれてズボンや下着を下げられる。
- たかり
  - ・物品や金銭を要求される。
  - ・食べ物をおごらされる。
  - ・物品の交換を強要される。
  - ・使い走りにされたり、万引きを強要されたりする。
- 嫌がらせ
  - ・持ち物を隠したり、壊したり、捨てられたりする。
  - ・持ち物にいたずらや落書きをされる。

#### 【長野県におけるいじめの態様（複数回答）】 H23年度

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
ひやかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	223	297	61	1	582
軽くぶつかられる。遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。	85	79	26	0	190
仲間はずれ、集団による無視をされる。	77	89	12	0	178
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	21	34	14	0	69
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。	17	28	22	0	67
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	13	32	12	0	57
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	1	18	30	0	49
金品をたかられる。	5	6	15	0	26
その他	18	12	4	0	34
計	460	595	196	1	1,252

いじめには、多様な背景が考えられます。児童生徒の育ち、児童生徒を取巻く状況を多方面から探り、それぞれの立場にある児童生徒の気持ちを読み取るようにすることが必要です。そうすることで、対応の方向性に示唆が得られるだけでなく、日常的な未然防止にもつながります。

【学校における要因】

- 児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめとする教育活動によって児童生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。 など

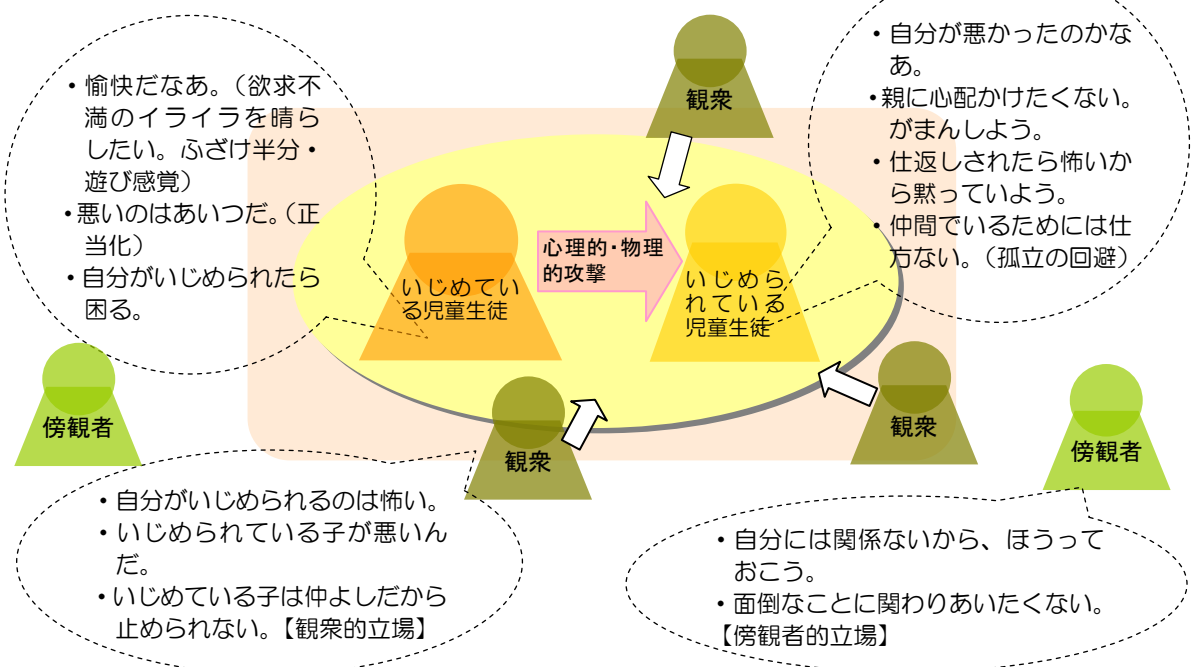
【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣など躰が十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

【児童生徒が生活経験から感じていること】

- いじめは簡単には解決しない。解決が不十分だとエスカレートすることもある。
- 自分の世界が狭く、目の前の出来事が全てで逃げ場がない。

【いじめの構造と児童生徒の気持ち】



《観衆的立場》：はやし立てたり、おもしろがったりしていじめを助長する児童生徒

《傍観者の立場》：周辺でいじめに対して暗黙の了解を与えている児童生徒

## ポイント

### 「いじめ」という言葉でくくらない

問題が発生したときに、「いじめ」という言葉によって、かえって事実関係の正確な把握ができなかったり、背景にある根深い問題に気づくことができなかったりする場合があります。

児童生徒から事実関係を聴いたり、指導したりする際、また、保護者に事実や指導の経過を説明する際には「いじめにつながる具体的な行為」や「そのときの気持ち」を用いるようにしましょう。

「いじめ」という言葉に過剰に反応してしまい、事実を正確に伝えられなかったり、いじめられた児童生徒の気持ちが伝わらなかったりして、誤解を生じることもあります。

また、友人関係の中のふざけやからかいからいじめに進行してしまったような場合、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがあります。ですから、いじめにつながる具体的な行為と気持ちを結びつけて考える必要があるのです。

いじめた児童生徒にとって、相手にした具体的な行為を振りかえるとともに、相手の児童生徒の立場に立ってそのときの気持ちを理解したり、行為をしてしまった理由やそのときの気持ちを考えたりすることで、より深い自らの行為の反省につながるのです。

## 今後の発行予定

「いじめに係る学校訪問」でうかがった事例などを含め、次のような内容で毎月発行していく予定です。

### いじめ問題への取組

- 1 いじめを許さない学校・学級づくり（いじめの未然防止の取組）
  - (1) いじめの起こりにくい学校づくりのためのビジョンの共有
  - (2) さまざまな教育活動を通したいじめの未然防止
- 2 いじめを見逃さない早期発見の取組
  - (1) いじめ発見のきっかけ
  - (2) いじめを発見・把握する手立て
  - (3) いじめの発見と速やかな報告・連絡・相談体制の確認
- 3 いじめが起きた場合の早期対応の取組
  - (1) 組織的な支援・指導体制の確立
  - (2) いじめられた児童生徒への支援といじめた児童生徒、周囲の児童生徒への指導
  - (3) 保護者への対応
  - (4) 保護者との日常的な連携
  - (5) 関係機関との連携